

徳島県立鳴門高等学校PTA会則

第1章 名 称

- 第1条 本会は「徳島県立鳴門高等学校PTA」と称する。
- 第2条 本会の事務所は、徳島県立鳴門高等学校(以下「本校」という)[鳴門市撫養町斎田字岩崎135番地1]内に置く。

第2章 目 的

- 第3条 本会は、保護者と教職員が一体となって教育の振興を図ることを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。
- (1) 生徒の教育環境の改善, 将来の指導等
 - (2) 学校施設の充実
 - (3) 生徒, 教職員の厚生事業
 - (4) 生徒会活動の援助
 - (5) 会員相互の研修・親睦・教養の向上
 - (6) その他必要な事業

第4章 会 員

- 第5条 本会の会員は、次の者で構成する。
- (1) 本校生徒の保護者
 - (2) 本校の教職員
 - (3) 本会の趣旨に賛同する有志
- 第6条 本会の会費は、月額300円とする。但し、会員の事情により会長が承認した場合、会費を減免することができる。

第5章 地区構成

- 第7条 本会の地区構成および範囲等については、別紙のとおりとする。

第6章 会 計

- 第8条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第9条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入を充てる。
- 第10条 予算書による金銭の出納は、会長の承認を得て会計が執行する。
- 第11条 決算は、監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 役 員

- 第13条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 5名(保護者4名・学校長)
 - (3) 常任理事 6名
 - (4) 理 事 各地区から1名, 教職員から若干名

- (5) 評 議 員 各地区から 2 名
- (6) 会 計 1 名(教職員)
- (7) 監 事 2 名(保護者)
- (8) 書 記 1 名(教職員)
- (9) 学年委員 各クラスから 1 名
- (10) 顧 問 若干名
- (11) 家庭教育研修部会，人権教育推進部会および進路指導推進部会の各部会会則に定める役員

第 1 4 条 役員任期は 1 年として再任を妨げない。なお、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第 1 5 条 役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長，副会長および監事は，役員会において選出して総会での承認を得て就任する。
- (2) 保護者側理事および評議員は，保護者が地区ごとに互選する。学校側理事は，本校教職員の中から選出する。常任理事は，理事の互選により選出する。
- (3) 会計および書記は，会長が委嘱する。
- (4) 学年委員は，会長が委嘱する。
- (5) 顧問は，会長が委嘱する。
- (6) 家庭教育研修部会，人権教育推進部会および進路指導推進部会の役員選出については，各部会会則に定めるとおりとする。

第 8 章 役員の仕事

第 1 6 条 役員の仕事は，次のとおりとする。

- (1) 会長は，本会を代表して会の運営にあたる。また会計，書記，学年委員および顧問を委嘱する。
- (2) 副会長は，会長を補佐し会長に事故があるときは，その仕事を代行する。
- (3) 常任理事は，理事の仕事をを行うとともに常任理事会が開催される際には，理事を代表して出席する。
- (4) 理事は，必要に応じ各地区の会議を開催し各地区の会務を行う。また，地区(教職員)を代表して理事会および役員会に出席する。
- (5) 評議員は，理事が行う各地区の会務を補助する。また，地区を代表して役員会に出席する。
- (6) 会計は，本会金銭の出納を行い総会で決算報告および予算案報告をする。
- (7) 監事は，会計を監査し，その結果を総会で報告をする。
- (8) 書記は，各会議の開催を案内してその議事を記録する。
- (9) 学年委員は，学年部会の会務を行う。
- (10) 顧問は，会長の諮問に応じ本会全般の運営に協力する。

第9章 会 議

- 第17条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会
 - (2) 常任理事会
 - (3) 執行部会
 - (4) 理事会
 - (5) 役員会
 - (6) 学年部会
 - (7) 家庭教育研修部会[部会会則を別に定める]
 - (8) 人権教育推進部会[部会会則を別に定める]
 - (9) 進路指導推進部会[部会会則を別に定める]
- 第18条 各会議の開催時期および構成員は、次のとおりとする。
- (1) 総会は全会員をもって構成され、毎年度始めに会長が招集し定期総会を開催する。なお必要に応じて臨時総会を開催する。
 - (2) 常任理事会は会長、副会長、常任理事、会計、監事および書記をもって構成され、必要に応じて会長が招集する。
 - (3) 執行部会は常任理事会の構成員の他、次の役員をもって構成され、必要に応じて会長が招集する。
①家庭教育研修部会部長 ②家庭教育研修部会副部長 ③人権教育推進部会部長 ④人権教育推進部会副部長 ⑤進路指導推進部会部長 ⑥進路指導推進部会副部長 ⑦進路指導推進部会理事
 - (4) 理事会は執行部会の構成員の他、理事をもって構成され、必要に応じて会長が招集する。
 - (5) 役員会は理事会の構成員の他、評議員をもって構成され、必要に応じて会長が招集する。
 - (6) 学年部会は各学年の保護者および教職員をもって構成され、必要に応じて会長が招集する。
 - (7) 家庭教育研修部会は家庭教育研修部員をもって構成され、必要に応じて部長が招集する。
 - (8) 人権教育推進部会は人権教育推進部員をもって構成され、必要に応じて部長が招集する。
 - (9) 進路指導推進部会は進路指導推進部員をもって構成され、必要に応じて部長が招集する。
- 第19条 各会議では、次の事項を審議する。議決は出席者の過半数により決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (1) 総 会(定期総会)[議長は会長が行う]
 - ①前年度会務報告
 - ②前年度決算報告
 - ③会長、副会長および監事の承認
 - ④新年度事業計画の承認
 - ⑤新年度予算の承認
 - ⑥その他
 - (2) 常任理事会[議長は会長が行う]
 - ①年度途中緊急に協議・決議をしなければいけない総会審議事項(協議・決議後、その内容を全会員に通知して次期総会で承認を得る)

- (3) 執行部会〔議長は会長が行う〕
 - ①理事会に提出する総会資料(案)の作成
 - ②総会で決定された事項の執行
 - ③その他
 - (4) 理事会〔議長は会長が行う〕
 - ①執行部会から提出された総会資料(案)を審議して、役員会に提出する総会資料(案)の作成
 - ②その他
- ※やむを得ない理由で開催が難しい場合は、執行部会で作成した総会資料(案)を理事会での審議を省略して役員会に提出できるものとする。
- (5) 役員会〔議長は会長が行う〕
 - ①理事会(執行部会)から提出された総会資料(案)の審議
 - ②新年度の会長、副会長および監事の選出
 - ③その他
 - (6) 学年部会〔議長は教職員が行う〕
 - ①各学年に関する事項
 - ②その他
 - (7) 家庭教育研修部会〔議長は部長が行う〕
 - ①部会会則に定められた事項
 - (8) 人権教育推進部会〔議長は部長が行う〕
 - ①部会会則に定められた事項
 - (9) 進路指導推進部会〔議長は部長が行う〕
 - ①部会会則に定められた事項

付 則

本会則は、昭和24年5月13日から施行する。

昭和39年5月16日一部改正
昭和42年5月14日一部改正
昭和44年5月12日一部改正
昭和45年5月13日一部改正
昭和46年5月17日一部改正
昭和51年5月18日一部改正
昭和57年5月13日一部改正
昭和58年5月13日一部改正
昭和62年5月19日一部改正
平成 8年5月18日一部改正
平成 9年5月17日一部改正
平成15年4月24日一部改正
平成24年5月19日一部改正
平成29年5月20日一部改正
平成30年5月19日一部改正